

第 759 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 4 年 1 2 月 6 日（火） 1 4 時から

2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）

3. 議題等（説明者）

(1) 品目分類に係る事前教示回答書の変更通知書交付について

（業務部 勅使川原 首席関税鑑査官）

(2) TPP11協定（CPTPP）に係るマレーシアの第 3 章附属書 3 - A の適用について

（業務部 阿部 原産地調査官）

(3) 令和 5 年中の延滞税等の割合（業務部 中澤 収納課長）

(4) 第 56 回通関士試験の結果について（業務部 矢野 首席通関業監督官）

(5) 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（水産流通適正化法）

の施行について（業務部 通関総括第 3 部門 野崎 統括審査官）

(6) 横浜税関山下分庁舎の停電作業に伴う業務部特別通関部門の業務について

(7) 年末年始における通関手続について

(8) 令和 4 年「年末特別警戒期間」における協力依頼について

(業務部 堀籠 管理課長)

(9) 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置に伴う

税関の対応について (業務部 通関総括第 1 部門 浦本統括審査官)

(10) 上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする海上において輸送される原

油の購入等に関連するサービスの提供の禁止措置について

(業務部 矢野 首席通関業監督官)

4. 連絡事項等

財 関 第 9 1 9 号
令 和 3 年 12 月 17 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第2 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。
別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第3 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。
別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。
別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第5～7（省略）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合 検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」(C-1000-10)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)の<u>i</u>により照会者に対して、<u>書面により</u>期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 変更及び撤回 イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（<u>令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号</u>）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ 文書回答の対象とならない場合 検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」(C-1000-10)を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(ロ)により照会者に対して期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 変更及び撤回 イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（<u>平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号</u>）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、<u>交付又は送達するものとする。</u></p> <p>（注）関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p><u>さらに</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を</p>	<p>(イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載する。</p> <p>（注）関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p><u>更に</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>限度とする。)、輸入予定期間（当該変更を行った日から 3 月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定官署の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、<u>さらに</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の<u>手続</u>は、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ 法令又は通達の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、<u>上記イ(イ)及び(ロ)の i（(ロ)の i ただし書を除く。）の手続に準じて処理する。</u></p> <p>(8)~(10) (省略)</p>	<p>限度とする。)、輸入予定期間（当該変更を行った日から 3 月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定官署の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、<u>更に</u>、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の<u>手続</u>きは、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ 法令又は通達の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、<u>その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令又は通達の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。</u></p> <p>(8)~(10) (同左)</p>



原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

現在位置：原産地規則ポータル>協定・法令等>マレーシアにおける TPP11 協定 (CPTPP) の発効日等について

マレーシアにおける TPP11 協定 (CPTPP) の発効日等について

2022 年 10 月 17 日

(2022 年 11 月 24 日更新)

2022 年 11 月 29 日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11 協定」という。）が未発効となっていたマレーシアについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、マレーシアから輸出される TPP11 協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率（以下「EPA 税率」という。）（※）を適用することが可能となります。

（※）国別譲許品目を除いて、TPP11 協定が既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

【留意事項】

1. TPP11 協定の規定を満たす産品については、
 - ・ マレーシアについて TPP11 協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
 - ・ 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、マレーシアについて TPP11 協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、必要な EPA 税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA 税率の適用が可能となります。

2. マレーシアにおける第 3 章附属書 3 - A の適用について

TPP11 協定の締約国は、この協定が自国について効力を生ずる時に他の締約国に通報していた場合に限り、自国の領域から輸出される産品に係る原産地証明書について、次のいずれかであることを要求できることとされています。

- (a) 権限のある当局が発給するものであること
- (b) 認定された輸出者が作成するものであること

マレーシアについては、上記のうち、(a)が適用されることとなりました。

これにより、マレーシアから輸出される貨物について TPP11 協定の特惠税率の適用を受けようとする場合には、我が国への輸入申告の際、マレーシアの権限ある当局が発給する原産地証明書、又は輸入者が作成する原産品申告書のいずれかを税関に提出いただくこととなります。

マレーシアの権限ある当局が発給する原産地証明書をを用いて TPP11 協定の特惠税率を適用するために輸入申告をする場合は、NACCS 入力項目の「原産地証明書識別」の「原産地証明者等区分」にて区分 E（輸出者による原産品申告書）を選択してください。

なお、マレーシアの権限ある当局が発給する原産地証明書を提出いただく場合でも、同附属書及び国内法令に基づき、輸出者、生産者または輸入者による自己申告の際と同様に原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）の提出も必要となりますので、ご注意ください。

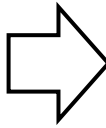
【リンク】

(参考) 内閣官房 TPP 等政府対策本部 HP [「マレーシアによる T P P 1 1 発効のための国内手続完了の通報」](#)

令和5年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

令和4年12月6日
横浜税関業務部収納課

	内容	本則	特例【現行】 (令和2年度改正(関税法附則第3項～第6項関係))		令和5年 【平均貸付割合】 (※1) 0.4%	(参考) 令和4年 平均貸付割合 0.4%
			延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	【延滞税特例基準割合】(※2) 平均貸付割合0.4% + 1%
納期限の翌日から2か月を経過する日後	【延滞税特例基準割合】(※2) 平均貸付割合0.4% + 1%	+ 7.3%			8.7%	8.7%
納税の猶予等	【猶予特例基準割合】(※3) 平均貸付割合0.4% + 0.5%				0.9%	0.9%
還付加算金	国から納税者への過誤納金の還付等に付される利息	7.3%	【還付加算金特例基準割合】(※4) 平均貸付割合0.4% + 0.5%		0.9%	0.9%



(※1) 「平均貸付割合」：各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸し付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として
各年の前年の11月30日までに租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※2) 「延滞税特例基準割合」：平均貸付割合に、年1パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※3) 「猶予特例基準割合」：平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(4))

(※4) 「還付加算金特例基準割合」：平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達13-3(4))

<根拠法令>

- ①関税法
 - 第12条第1項(延滞税の割合)、関税法第12条第8項第2号(延滞税の免除)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)、第4項(延滞税の免除の特例)、第5項(還付加算金の割合の特例)
- ②国税通則法
 - 第60条第2項(延滞税の割合)、国税通則法第63条第5項(延滞税の免除)、第58条第1項(還付加算金の割合)
- ③租税特別措置法
 - 第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第94条第2項(延滞税の免除の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)
- ④地方税法
 - 第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○電気事業法施行令の一部を改正する政令(三六二)

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三六三)

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(三六四)

○電気工事士法施行令の一部を改正する政令(三六五)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令(三六六)

(省 令)

○非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続法第四十六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令(法務四二)

(告 示)

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件(内閣府一一七)

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和五年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件(財務三〇一)

○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件(農林水産一九一〇)

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件(同一九一一)

○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件の一部を改正する告示(経済産業一九二)

○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件(国土交通一一三六)

○高速自動車国道に関する件(同一二三七、一二三九)

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件(防衛二九〇)

○都市計画に関する件

(東北地方整備局一一一、一二二)

○道路に関する件

(中部地方整備局一〇四)

○道路に関する件

(九州地方整備局一三九、一四二)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 新潟県 岐阜県 三重県 山口県 札幌市 京都市 神戸市

(皇室事項)

(官庁報告)

法 務

刑事補償法による補償決定の公示(札幌地方裁判所)

労 働

最低賃金の改正決定に関する公示(福島労働局最低賃金公示四、石川同二、四、山梨同三、岡山同八、九、香川同四、佐賀同四)

(公 告)

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係

裁判所

一 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

本日公布された法令の「あらし」は次のページに掲載されています。

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)の一部を次のように改正する。
 第四百九条(見出しを含む)中「第六章」を「第六章及び第十一章」に改め、同条の表第八十八条の項中「第八十八条」の下に「及び第三百三十二条の八十六第一項第三号」を加え、同表に次のように加える。

第三百三十二条の九十一	当該事故	当該事故が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事故(自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。)である場合を除き、当該事故
第三百三十二条の九十二	国土交通省令で定める	当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する無人航空機との間に発生したものを除く。)である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより

この政令は、航空法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十五号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十二月五日)から施行する。

防衛大臣 浜田 靖一
 内閣総理大臣 岸田 文雄

省 令

○法務省令第四十二号

非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十条第八項(同条第十六項において準用する場合を含む)及び第九十一条第五項(同条第十項において準用する場合を含む)並びに家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第四百六条の二第二項(同法第九十条の二第二項において準用する場合を含む)の規定に基づき、非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続法第四百六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令を次のように定める。
 令和四年十一月三十日 法務大臣 齋藤 健

非訟事件手続法第九十条第八項及び第九十一条第五項並びに家事事件手続法第四百六条の二第二項の規定による公告の方法等を定める省令

(公告の方法)

第一条 非訟事件手続法第九十条第八項(同条第十六項において準用する場合を含む。以下同じ。)、及び第九十一条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。以下同じ。)、並びに家事事件手続法第四百六条の二第二項(同法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による公告は、官報により行うものとする。

(公告事項)

第二条 非訟事件手続法第九十条第八項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 所有者不明土地管理命令の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土地)又は所有者不明建物管理命令の対象とされた建物(共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である建物)に係る所在事項

- 二 供託所の表示
- 三 供託番号
- 四 供託した金額
- 五 裁判所の名称、件名及び事件番号

非訟事件手続法第九十一条第五項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 管理不全土地管理命令の対象とされた土地又は管理不全建物管理命令の対象とされた建物に係る所在事項

二 供託所の表示

三 供託番号

四 供託した金額

五 裁判所の名称、件名及び事件番号

3 家事事件手続法第四百六条の二第二項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 不在者の氏名 住所及び出生の年月日又は被相続人の氏名、最後の住所並びに出生及び死亡の年月日

二 供託所の表示

三 供託番号

四 供託した金額

五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による管理人の選任又は同法第八百九十七条の二第一項の規定による相続財産の管理人の選任に係る家庭裁判所の名称、件名及び事件番号

附則
 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

○内閣府告示第十七号

公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものとして指定した施設について、公示した事項の変更があるので、同令第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号の一部を次のように改正し、令和四年十二月一日から施行する。
 令和四年十一月三十日 内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
施設の名称 所在地	施設の名称 所在地
[略]	[同上]
東京芸術大学音楽学部音楽総 東京都台東区 合研究センター大学史料室 上野公園二 の八	東京芸術大学音楽学部音楽研 東京都台東区 究センター大学史料室 上野公園二 の八
[略]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○財務省告示第三百一十号

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定に基づき、令和五年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。
 令和四年十一月三十日 財務大臣 鈴木 俊一

第56回通関士試験の結果について

令和4年10月2日（日）に実施された第56回通関士試験の結果の概要は、下記のとおりです（一部税関HPから抜粋）。

記

1. 受験者数・合格者数等

	願書提出者数		受験者数		合格者数		合格率	
	第56回	前年比	第56回	前年比	第56回	前年比	第56回	第55回
全科目受験者	7,389	90.9%	5,640	90.6%	1,001	107.8%	17.7%	14.9%
2科目受験者	604	93.8%	507	92.3%	87	150.0%	17.2%	10.6%
1科目受験者	201	99.5%	189	101.6%	124	112.7%	65.6%	59.1%
合計	8,194	91.3%	6,336	91.0%	1,212	110.5%	19.1%	15.8%

2. 合格基準

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の60%以上

(参考1) 第56回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率
函館税関	北海道	136	113	19	16.8%
東京税関		3,103	2,271	447	19.7%
	新潟	108	80	14	17.5%
	東京	2,995	2,191	433	19.8%
横浜税関		930	712	123	17.3%
	宮城	139	106	18	17.0%
	神奈川	791	606	105	17.3%
名古屋税関		1,048	860	161	18.7%
	静岡	169	135	24	17.8%
	愛知	879	725	137	18.9%
大阪税関	大阪	1,297	1,016	201	19.8%
神戸税関		961	789	166	21.0%
	兵庫	666	541	122	22.6%
	広島	295	248	44	17.7%
門司税関	福岡	535	437	75	17.2%
長崎税関	熊本	103	76	10	13.2%
沖縄地区税関	沖縄	81	62	10	16.1%
合計		8,194	6,336	1,212	19.1%

(参考2) 過去10年の通関士試験受験者数、合格率等の推移

区分	願書提出者(人)	受験者(人)	受験率(%)	合格者(人)	合格率(%)
平成25年(第47回)	11,340	8,734	77.0	1,021	11.7
平成26年(第48回)	10,138	7,692	75.9	1,013	13.2
平成27年(第49回)	10,018	7,578	75.6	764	10.1
平成28年(第50回)	9,285	6,997	75.4	688	9.8
平成29年(第51回)	8,627	6,535	75.8	1,392	21.3
平成30年(第52回)	8,491	6,218	73.2	905	14.6
令和元年(第53回)	8,661	6,388	73.8	878	13.7
令和2年(第54回)	8,770	6,745	76.9	1,140	16.9
令和3年(第55回)	8,972	6,961	77.6	1,096	15.8
令和4年(第56回)	8,194	6,336	77.3	1,212	19.1
第1回~56回 合計	456,999	334,335	73.2	51,696	15.5

財 関 第 8 4 3 号
令和 4 年 11 月 18 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく
特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり、水産庁長官から依頼があったことから、
令和 4 年 12 月 1 日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員
及び関係者へ周知願いたい。

4 水漁第 1134 号
令和 4 年 11 月 18 日

財務省関税局長 殿

水産庁長官

水産流通適正化法に係る通関の際における取扱いについて（依頼）

平素より水産行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

違法に採捕された水産動植物の流通を防止し、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与すること等を目的とする特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「水産流通適正化法」という。）が令和 4 年 12 月 1 日から施行されます。

つきましては、水産流通適正化法の規制対象となる水産動植物等の施行日以降の通関時における取扱いについて、下記のとおり、特段の御配慮をお願いします。

記

1 規制の対象となる水産動植物等

(1) 特定第一種水産動植物等

- ① 特定第一種水産動植物は、うなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）、あわび及びなまこの 3 魚種をいう（水産流通適正化法第 2 条第 1 項、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「施行規則」という。）第 1 条）。

なお、うなぎの稚魚については、令和 7 年 12 月 1 日から規制対象となる（施行規則附則第 1 条）。

- ② 特定第一種水産動植物等は、特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙 1 のとおりである（水産流通適正化法第 2 条第 2 項、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第二条及び第四条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第 2 条及び第 4 条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を定める件（令和 4 年農林水産省告示第 940 号。以下「農林水産省告示」という。））第 1 号。))。

(2) 特定第二種水産動植物等

- ① 特定第二種水産動植物は、さば、さんま、まいわし及びいかの 4 魚種をいう（水産流通適正化法第 2 条第 4 項、施行規則第 3 条）。
- ② 特定第二種水産動植物等は、特定第二種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙 2 のとおりである（水産流通適正化法第 2 条第 5 項、農林水産省告示第 2 号）。

2 通関時における規制の内容

- (1) 特定第一種水産動植物等取扱事業者（水産流通適正化法第 2 条第 3 項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。）は、特定第一種水産動植物等（加工品にあつ

ては、その原材料である特定第一種水産動植物)が漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書(以下「適法漁獲等証明書」という。)(別紙様式)を添付してあるものでなければ、輸出してはならない(水産流通適正化法第10条第1項)。

(2) 特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書(以下「適法採捕証明書」という。)等を添付してあるものでなければ、輸入してはならない(水産流通適正化法第11条)。

3 税関への確認依頼事項

(1) 特定第一種水産動植物等関係

- ① 特定第一種水産動植物等の輸出通関に際しては、適法漁獲等証明書又はその写しをもって関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。
- ② 次の場合は、適法漁獲等証明書又はその写しの添付は不要とする。
 - i 個人用の場合(個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物に該当する場合)
 - ii 無償サンプルに該当する場合(無償貨物のみの契約で「総価額」(税関への輸出申告に記載される貨物の価格(FOB 価格)に相当する価額をいう。)が18万円以下のものに限る。)
 - iii 無償の救じゅつ品(救援物資)の場合

(2) 特定第二種水産動植物等関係

- ① 特定第二種水産動植物等の輸入通関に際しては、当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)を採捕した漁船の旗国が発行する適法採捕証明書(旗国が日本国政府に通知した様式に限る。)又はその写しをもって関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。
- ② 適法採捕証明書に記載が必要な事項は、次のとおり。
 - i 証明書を発行した政府機関に係る情報
 - ii 採捕漁船に係る情報
 - iii 当該特定第二種水産動植物等に係る情報
 - iv 当該特定第二種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物)に適用される水産資源の適切な保存及び管理のための措置に係る情報
 - v 当該特定第二種水産動植物等の輸出者に係る情報
 - vi 当該特定第二種水産動植物等の輸送に係る情報
 - vii 当該特定第二種水産動植物等の輸入者に係る情報
 - viii その他参考となるべき事項
- ③ 次の場合は、②の一部を省略することができる。
 - i 採捕漁船が施行規則第25条第2項第1号に掲げる要件のいずれかに該当する漁船(小型漁船)の場合
 - ii 採捕漁船の旗国が水産資源の適切な保存及び管理について高い水準にある制度を有していると農林水産大臣が認める場合
- ④ 当該特定第二種水産動植物等が採捕漁船の旗国以外の国(以下「第三国」という。)を経由して輸入される場合は、①の証明書に加え、次の⑤又は⑥の書類をもって関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。
- ⑤ 特定第二種水産動植物等が第三国で加工された後に輸入される場合は、当該特定第

二種水産動植物等が当該第三国で加工されたことを証する当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行した証明書（以下「加工申告書」という。）又はその写し。加工申告書に記載が必要な事項は、次のとおり。

- i 当該特定第二種水産動植物等の加工前及び加工後の重量
 - ii 当該特定第二種水産動植物等の原材料である特定第二種水産動植物の種類及び当該特定第二種水産動植物等の名称
- ⑥ 特定第二種水産動植物等が第三国で加工されずに第三国を經由し、輸入される場合は、当該特定第二種水産動植物等が当該第三国において荷卸し、積替え又は保管以外の措置が講じられておらず、かつ、当該第三国の政府機関その他これに準ずるものの管理下に置かれていたことを証する次に掲げるいずれかの書類又はその写し。
- i 当該特定第二種水産動植物等が当該旗国から輸出されてから当該第三国を通過するまでの一連の輸送経路を記載した書類
 - ii 当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行する当該特定第二種水産動植物等に係る情報、荷卸し及び積替えの年月日、船舶名その他の輸送手段に係る情報並びに当該第三国での保管の状況を記録した書類
- ⑦ ①、⑤又は⑥の添付ができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に代えて農林水産大臣が認めるものとして、水産庁職員が事前確認した宣誓書又はその写しを添付させることとする。
- ⑧ 次の場合は、適法採捕証明書又はその写しの添付は不要とする。
- i 個人用の場合（個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物に該当する場合）
 - ii 無償サンプルに該当する場合（無償貨物のみの契約で「総価額」（税関への輸入申告に記載される貨物の価格（CIF 価格）に相当する価額をいう。）が 18 万円以下のものに限る。）
 - iii 再輸入の場合（日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物等を日本から輸出したものが、日本に返品される場合は、税関において、無償の貨物であること及び、輸出時と性質や形状が変わっていないことを確認出来た場合に限り添付を不要とする。）
 - iv 無償の救じゅつ品（救援物資）の場合
- ⑨ 水産流通適正化法の施行の日前に採捕されたもの（加工品にあつては、その原材料が施行の日前に採捕されたもの）又は養殖されたものである場合は、当該事実を証する書類又はその写しを添付させることとする。

4 その他

前記 3 の税関における確認に関して疑義が生じた場合には、その都度水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室に照会されたい。

(別紙 1 : 特定第一種水産動植物等)

- 1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和 62 年大蔵省告示第 94 号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表第 0307・81 号及び第 0308・11 号の品目欄に掲げるもの。
- 2 大蔵省告示の輸出統計品目表第 0307・83 号、第 0307・87 号、第 0308・12 号、第 0308・19 号、第 0508・00 号、第 0511・91 号、第 1605・57 号及び第 1605・61 号の品目欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号）第 1 条各号に掲げる水産動植物に係るものであって、当該水産動植物のうちいずれかの含有量が全重量の 50%以上のものに限り、副産物又は残さを主たる原材料とするものを除く。）。

上記 1 及び 2 に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するアワビ、ナマコに係る品目のみが確認対象となる。

アワビ		
輸出統計品目番号	品 目(代表例)	
0307 81 000	アワビ(活・生鮮・冷蔵)	
0307 83 000	アワビ(冷凍)	
0307 87 010	アワビ(くん製)	
0307 87 090	アワビ(塩蔵・乾燥)	
0508 00 900	非食用のアワビ加工品	
0511 91 000	非食用のアワビ加工品	
1605 57 000	アワビ調製品	

ナマコ		
輸出統計品目番号	品 目(代表例)	
0308 11 000	ナマコ(活・生鮮・冷蔵)	
0308 12 000	ナマコ(冷凍)	
0308 19 100	ナマコ(くん製)	
0308 19 900	ナマコ(塩蔵・乾燥)	
0511 91 000	非食用のナマコ加工品	
1605 61 100	ナマコ調製品(乾燥)	
1605 61 900	ナマコ調製品(乾燥除く)	

※ 2022 年 1 月 1 日版輸出統計品目表に基づく。

(別紙2：特定第二種水産動植物等)

1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。）の輸入統計品目表第0301・99号の2の(1)、第0302・43号、第0302・44号、第0302・49号、第0302・89号及び第0307・42号の品目欄に掲げるもの。

2 大蔵省告示の輸入統計品目表第0302・99号の2の(1)、第0303・53号、第0303・54号、第0303・59号、第0303・89号、第0303・99の2の(1)、第0304・49号、第0304・59号、第0304・89号、第0304・99号、第0305・39号、第0305・54号、第0305・59号、第0305・69号、第0305・79号の2の(2)及び(3)、第0307・43号、第0307・49号、第1604・13号、第1604・15号並びに第1605・54号の品名欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号）第3条各号に掲げる水産動植物に係るものに限る、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭を主たる原材料とするものを除く。）。

上記1及び2に掲げるもののうち、以下の輸入統計品目番号に該当するイカ、サンマ、サバ、マイワシに係る品目のみが確認対象となる。

輸入統計品目番号	品目(代表例)	対象魚種
0301 99 210	10魚(ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ)(養殖用稚魚除く)(活)	サンマ、サバ、マイワシ
0302 43 100	イワシ(サルディノブス属)(生鮮・冷蔵)	マイワシ
0302 44 000	サバ(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 49 100	サンマ・ムロアジ(デカプテルス属)(生鮮・冷蔵)	サンマ
0302 89 190	その他の10魚(ニシン、サバ、ウルメイワシ)(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 99 910	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0303 53 100	イワシ(サルディノブス属)(冷凍)	マイワシ
0303 54 000	サバ(冷凍)	サバ
0303 59 120	サンマ(冷凍)	サンマ
0303 89 129	その他の10魚(サバ、ウルメイワシ)(冷凍)	サバ
0303 99 912	サバのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サバ
0303 99 919	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 49 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 59 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 89 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 99 120	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 39 210	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(塩蔵・乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 54 100	ニシン、イワシ、サバ、アジ、サンマ(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 59 020	10魚(ニシン、ブリ、サバ、ウルメイワシ)(乾燥)	サバ
0305 69 091	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 222	ニシン、タラ(コッド除く)、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 324	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0307 42 010	モンゴウイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 42 090	その他のイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 43 010	モンゴウイカ(冷凍)	イカ
0307 43 020	アカイカ(冷凍)	イカ
0307 43 030	スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ(冷凍)	イカ
0307 43 090	その他のイカ(冷凍)	イカ
0307 49 210	モンゴウイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 290	その他のイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 500	イカ(くん製)	イカ
1604 13 010	イワシ調製品(気密)	マイワシ
1604 13 090	イワシ調製品(気密除く)	マイワシ
1604 15 000	サバ調製品	サバ
1605 54 100	イカ調製品(くん製)	イカ
1605 54 911	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 919	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含まず)	イカ
1605 54 991	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 999	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含まず)	イカ

※ 2022年4月1日版輸入統計品目表に基づく。

(別紙様式)

証明書番号

適法漁獲等証明書

特定第一種水産動植物等の種類及び加工品にあつては、その名称	
特定第一種水産動植物等の重量又は数量及び容器又は包装の数	
輸出の仕向地	
輸出を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
仕入書（インボイス）の識別番号	
搭載予定地	
輸送手段（搭載予定船舶名／搭載予定航空機名）	

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第3項に基づき、上記により輸出される特定第一種水産動植物等は、

- 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
- 輸入水産動植物等
- 養殖水産動植物等

であることを証明する。

交付年月日 年 月 日

農林水産大臣

令和4年12月

関係各位

横浜税関業務部

横浜税関山下分庁舎の停電作業に伴う業務部特別通関部門の業務について

令和4年12月11日（日）、横浜税関山下分庁舎の停電作業に伴い、業務部特別通関部門の業務は、下記のとおり、横浜税関監視分庁舎にて行います。

NACCSを利用した輸出入申告等につきましては、通常どおりのあて先官署・部門コードとなります。

当日、お電話、来庁される場合はご注意ください。

記

日時：令和4年12月11日（日）8：30～17：00

電話：045-212-6077

場所：横浜税関監視分庁舎（横浜市中区海岸通1-1）



以上

令和4年12月
横浜税関業務部

関係者 各位

年末年始における通関手続について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署における年末年始の通関手続については、別添資料に記載のとおり、業務部特別通関部門が監視部取締部門と連携して行うこととなります。

各事業者の皆様におかれましては、年末年始における通関の予定がございましたら、前広に情報提供いただきますようお願い申し上げます。あわせて、より円滑な通関に資する観点から、予備申告制度の積極的な利用についてもご検討いただければ幸いです。

具体的な連絡先につきましては、別添資料をご確認ください。

※ 予備申告を行うことが可能となる時期は、輸入申告（本申告）予定日における外国為替相場が公示された日又は船荷証券が発行された日のいずれか遅い日となります。

令和4年11月25日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）まで）の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務	
(1) 本関	監視部分庁舎（大さん橋窓口）においては、通常どおり窓口業務を行います。
(2) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
(3) 川崎税関支署	監視部分庁舎（大さん橋窓口）において業務処理を行います。 (問い合わせ先) 監視部取締部門（045-212-6070）
(4) その他の官署	全日閉庁します。 (注1) 期間中において業務が発生する場合は、(別紙)「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。 (注2) 事前に予定が判明している場合は、12月28日（水）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。

2. 通関関係業務（国際郵便物業務を除く。）及び保税関係業務														
(1) 本関	<p>本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。</p> <p>（問い合わせ先）</p> <p>業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）</p> <p>監視部取締部門（045-212-6070）</p>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通関関係業務</th> <th>保税関係業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月29日（木）～ 12月31日（土）</td> <td>業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）</td> </tr> <tr> <td>1月1日（日）</td> <td>閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します。）</td> </tr> <tr> <td>1月2日（月）～ 1月3日（火）</td> <td>業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）</td> </tr> <tr> <td>取扱業務</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む。） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く。） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	通関関係業務	保税関係業務	12月29日（木）～ 12月31日（土）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）	1月1日（日）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します。）	1月2日（月）～ 1月3日（火）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）	取扱業務	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む。） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く。） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出 </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む。） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出
	通関関係業務	保税関係業務												
	12月29日（木）～ 12月31日（土）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）												
	1月1日（日）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します。）												
	1月2日（月）～ 1月3日（火）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）												
取扱業務	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む。） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く。） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出 </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む。） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出 											
<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む。） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出 													
<p>(1) 申告（申請等）方法等に関する詳細又は不明な点等については、12月28日（水）17時00分までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通関関係は業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）、 ・保税関係は監視部保税取締部門保税窓口（045-212-6126）、 <p>にお問い合わせいただきますようお願い致します。</p> <p>(2) 本関以外の官署に既に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門で対応できない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月28日（水）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。</p>														
(2) 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 川崎税関支署	<p>全日閉庁します。</p> <p>管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、上記「(1) 本関」のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。</p>													

(3) その他の官署	<p>全日閉庁します。</p> <p>(注1) 期間中において業務が発生する場合は、(別紙)「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。</p> <p>(注2) 事前に予定が判明している場合は、12月28日(水)17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。</p>
3. 国際郵便物業務	
<p>川崎東郵便局内に蔵置されている郵便物</p> <p>○川崎外郵出張所</p>	<p>期間中に国際郵便に係る輸出入申告を予定されている方は、以下の問い合わせ先までご連絡をお願い致します。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>川崎外郵出張所特別通関部門 (044-270-5774)</p> <p>日本郵便(株)川崎東郵便局 (044-589-6708)</p>
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・自由化申告を予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へ事前にご連絡をお願い致します。 ・あらかじめご連絡いただいていた業務が事前に終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を、連絡いただいていた税関官署までご連絡いただきますようお願い致します。 	

年末年始期間中(12/29(木)～ 1/3(火))における連絡先

本関地区 (本関 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保稅関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(木)、12/30(金)、12/31(土)、1/2(月)、1/3(火) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保稅関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保稅関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	090-3220-7801
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保稅関係業務) ※12/29(木)～12/31(土)
	090-8035-4078 (監視及び保稅関係業務) ※1/1(日)～1/3(火)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保稅関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693
つくば出張所	090-4825-7323
茨城空港出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎税関支署	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保稅関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(木)、12/30(金)、12/31(土)、1/2(月)、1/3(火) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
	090-4620-0104 (通関関係業務)
横須賀税関支署	090-8035-4041 (監視及び保稅関係業務)
	090-4620-0106
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774

令和4年12月

横浜税関

令和4年 「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物や郵便物が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化いたします。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：令和4年12月12日（月）～令和4年12月21日（水）

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通常、あまり見かけない海域・時間帯で漁船・プレジャーボートが停泊している。
- ・ 夜間、沖合い・船舶に向かってライト等でシグナルを送っている。
- ・ 乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。
- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせてくる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ 輸入中古自動車、船舶等に、何かを隠し入れるために改造したような不自然な跡（二重底など）がある。等

「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報 詳しくはWEBサイトで!

税関 密輸

検索

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸110番
メールアドレス



横浜税関 年末特別警戒期間 令和4年12月12日(月)～12月21日(水)

横浜税関では
覚醒剤等の不正薬物、金地金及びテロ関連物品等の密輸に
対する水際取締りを一層強化しています！

【密輸情報の提供のお願い】

密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。身の回りで「不審な貨物」や「怪しい言動をする不審者」などを目にした際は税関密輸情報窓口に通報願います。「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報
詳しくはWEBサイトで！

取締強化中!!



税関 密輸

検索



密輸ダイヤル 0120-461-961
E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

密輸110番
メールアドレス

関係者 各位

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする
原油の輸入禁止措置に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)により、ロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置を実施することが決定され、12月5日に「上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアを原産地とする原油の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が12月5日から施行されております。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達(令和4年12月5日財関第881号:下記アドレスご参照)に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、通達等につきましては、経済産業省ホームページ(下記アドレスご参照)をご確認ください。

(掲載)

○税関ホームページ

令和4年12月5日財関第881号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z881.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

(業務部通関総括第1部門)

電話: 045-212-6150

○他法令確認について

(業務部通関総括第3部門)

電話: 045-212-6153

● 外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない
役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為
替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第六項の規定に基づ
く財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を次のように指定し、平成十年四月一
日から適用する。

- 一 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、宇宙開発に関する日本国とアメリ
カ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供するも
の
- 二 居住者が非居住者との間で行う金融に係る役務取引（世界貿易機関を設立するマラケ
シュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書
（以下「附属書」という。）に規定する金融サービスであって、外国為替及び外国貿易
法第二十五条第六項に規定する役務取引に該当するものをいう。）であって、北朝鮮の
核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る
活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等
の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器
関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三
百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの
- 三 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、証券の発行等の禁止措置の対象と
なるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に
我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の
団体を指定する件（平成二十六年九月外務省告示第三百十四号。以下この号において「平
成二十六年告示」という。）で定めるものをいう。）が平成二十六年告示により指定さ
れた日以後に本邦において証券（償還期限の定めのある証券にあつては、当該償還期限
が三十日を超えるものに限る。）を発行し、又は募集するために行われる労務又は便益
の提供
- 四 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、証券の発行等の禁止措置の対象と
なるロシア連邦の政府その他政府機関等として外務大臣が定めるもの（国際平和のため
の国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象と
なるロシア連邦の政府その他政府機関等を指定する件（令和四年二月外務省告示第八十
号。以下この号において「令和四年告示」という。）で定めるものをいう。）が令和四
年告示により指定された日以後に本邦において証券を発行し、又は募集するために行わ
れる労務又は便益の提供
- 五 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機
関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア連邦以外の地域に

主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第九十三号。以下「平成二十二年告示」という。）第二号の四イ又はロに掲げる取引（新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術（以下「公知の技術」という。）を提供する取引、プログラム（外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、本邦及び平成二十二年告示別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体（以下「別表第二地域等設立法人等」という。）が単独又は共同で全額出資するロシア連邦内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア連邦内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

六 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

七 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人に対し行う信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業に係る労務又は便益の提供。ただし、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第二号の二に掲げる取引に係るもの及びロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、次に掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するものを除く。

イ 当該居住者により所有される法人その他の団体の株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上である場合の当該法人その他の団体

ロ 当該居住者との間において役員の派遣、長期にわたる原材料の供給その他の外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十三条第三項各号に掲げる永続的な関係がある法人その他の団体

八 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦の政府その他の関係機関又はロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体に対し行う次に掲げる業

務に係る労務又は便益の提供。ただし、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、前号イ又はロに掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するものを除く。

イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務及び財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、財務に関する相談対応その他財務に関する事務を行う業務

ロ 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類七二八――経営コンサルタント業に係る業務のうち、専らマネジメントに関する診断、指導、教育訓練及び調査研究を行う業務

九 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、ロシア連邦を原産地とし、海上において輸送される原油の購入価格が上限価格を超える購入に関連するものうち、次に掲げる業務に係る当該非居住者に対し行う労務又は便益の提供。ただし、当該労務又は便益の提供のうち、当該原油の上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、又は当該書面の入手が困難な者にあつては、当該購入価格が当該原油の上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、若しくは当該労務又は便益の提供の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載しているときは、この限りでない。

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第一項に規定する海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務

ロ 通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二条第一号に規定する業務又は外国において行う当該業務に相当する業務

ハ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第一号に規定する業務その他これに類するものうち、信用状を発行する業務

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三十項に規定する損害保険業務及び船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第三項に規定する損害保険事業に関する業務（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。）

十 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、ベラルーシ共和国の政府その他の関係機関、ベラルーシ共和国の法令に基づき設立された法人その他の団体、ベラルーシ共和国以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ共和国内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ共和国内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。）に対し行う平成二十二年告示第二号のニイ又はロに掲げる取引（公知の技術を提供する取

引、プログラム（外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項又は第六項の規定に基づく許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであって、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するベラルーシ共和国の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ共和国内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

十一 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第四百号）で定めるものをいう。）に対し行う技術（公知の技術を除く。）を提供する取引

備考 第九号における用語の意義は、次に定めるところによる。

一 「原油」とは、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表二七〇九・〇〇の号に該当するもの（経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）第三号7(9)に掲げる表のうち、ロにおいて指定するものを除く。）をいう。

二 原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講じる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和四年十二月外務省告示第四百四号）別表で定める価格をいう。

三 原油の「購入価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油の価格であって、関税率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に掲げる運賃等の額に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

外国為替及び外国貿易法

(役務取引等)

第二十五条 (省略)

2～5 (省略)

- 6 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引 (特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。) 又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引 (第四項に規定するものを除く。) (以下「役務取引等」という。) が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

外国為替令

第十八条 (省略)

2 (省略)

- 3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第六項の規定に基づき居住者が役務取引等 (同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第十八条の三において同じ。) を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。
- 4 居住者が前項の規定により指定された役務取引等を行おうとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 5 財務大臣又は経済産業大臣は、第三項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該義務を課する必要がなくなつたと認めるときは、告示により、速やかに当該義務を解除しなければならない。